様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2025年　５月　２日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ながのてくとろんかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 長野テクトロン株式会社  （ふりがな）やなぎさわ　よしひで  （法人の場合）代表者の氏名 柳澤　由英  住所　〒388-8014  長野県長野市篠ノ井塩崎2304番地１  法人番号　1100001002430  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み | | 公表日 | 2023年　３月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 基本方針  （記載：https://www.nagateku.co.jp/company-info/overview/dx-initiatives/） | | 記載内容抜粋 | 私たちは「”これから”をもっと快適に」する社会を実現するため、デジタルトランスフォーメーション（以下 DX）を積極的に推進する事でビジネス環境をより良くし、生産性の向上に努めてまいります。  「例がないからやってみよう」を合言葉に、変化を恐れずスピード感を持って行動し続けます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された中期経営計画書及び単年度経営計画書に基づいた内容によって作成しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み | | 公表日 | 2023年　３月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 具体的な行動  （記載：https://www.nagateku.co.jp/company-info/overview/dx-initiatives/） | | 記載内容抜粋 | 1.デジタル業務による効率化  　社内一貫体制における各部署のデータ管理、データ連携により全社の業務効率を図ります。  2.データのクラウド化  　データを有効活用し、ビジネス価値を創造する環境を推進します。アクセス、セキュリティ、スケーラビリティの向上により新たなビジネスモデルの構築やサービスの創出、意思決定の迅速化を図ります。  3.製造現場のデジタル化・AI活用  　紙の管理からデータ管理へと移行し、AI検査機の活用により製造品質の向上に努めます。  4.自社サービスへのDX活用  　自社サービスへの積極的なDXの活用により、サービスレベルの向上を目指します。  5.DX人材の育成  　DXリテラシーを高めるための教育やツールを活用し、DX人材を育成します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された中期経営計画書及び単年度経営計画書に基づいた内容によって作成しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 推進体制  （記載：https://www.nagateku.co.jp/company-info/overview/dx-initiatives/） | | 記載内容抜粋 | 社内横断的にDX推進を実行する担当チームを編成して推進しております。担当チームは、代表取締役管轄となっており、社内におけるDX研究、DXサービス創出の活動主体であるとともに、DX推進コミュニケーションなど外部団体への参画や関係構築の役割を担っております。  DX人材については、DXリテラシーを高めるための教育やツールを活用し、DX人材を育成します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 具体的な行動  （記載：https://www.nagateku.co.jp/company-info/overview/dx-initiatives/） | | 記載内容抜粋 | ・デジタル業務による効率化  社内一貫体制における各部署のデータ管理、データ連携により全社の業務効率を図ります。  ・データのクラウド化  データを有効活用し、ビジネス価値を創造する環境を推進します。  アクセス、セキュリティ、スケーラビリティの向上により新たなビジネスモデルの構築や  サービスの創出、意思決定の迅速化を図ります。  （記載：https://www.nagateku.co.jp/company-info/overview/dx-initiatives/） |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み | | 公表日 | 2023年　３月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 指標  （記載：https://www.nagateku.co.jp/company-info/overview/dx-initiatives/） | | 記載内容抜粋 | 1.業務効率化におけるデータ連携数とその効果  2.クラウド化におけるモデル構築数とその効果  3.DX推進による品質及び歩留向上における対売上比率  4.DX関連売上における対前年度成長率  5.DX人材の関連資格取得数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年　３月　30日 | | 発信方法 | 当社の「企業情報」内の「DXに対する取り組み」にの企保方針にて公表しております。  （記載：https://www.nagateku.co.jp/company-info/overview/dx-initiatives/） | | 発信内容 | 長野テクトロン株式会社は、積極的にDXを推進し、より良い製品やサービスを提供できる体制をつくり上げていく事で、より良い社会の実現を目指して参ります。 各営業所をはじめ、開発、情報システム、製造、品質保証、管理部門など、全ての部門や部署において業務の効率化を目指し、横断的で継続的な活動を推し進めて参ります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　4月頃　～　2025年　4月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施。自己診断フォーマットにて提出いたします。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 10月頃　～　2023年　1月頃 | | 実施内容 | 個人情報保護方針及び個人情報の取り扱いを定め、内部監査の元、対策を実施しています。また、SECURITY ACTION制度に基づきセキュリティ対策自己宣言にて二つ星を宣言し、推進しております。  SECURITY ACTION制度  自己宣言ID:  自己宣言IDについては、弊社ホームページの中で公表しています。  個人情報保護方針および個人情報の取り扱いについて  （記載：https://www.nagateku.co.jp/privacy-policy/） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 |  | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。